



貴社の取得状況はいかがですか？

有給休暇取得率が66.9%で過去最高に～厚生労働省「就労条件総合調査」

◆年次有給休暇取得率が過去最高に

厚生労働省の「令和7(2025)年就労条件総合調査」によれば、令和6年の労働者1人当たりの年次有給休暇取得率は66.9%、平均取得日数は12.1日でした。これは過去最高の数値で、また近年は過去最高を更新し続けていることから、年休の取得促進が進んでいることがうかがえます。

中小企業では、業務量の偏りや代替要員の確保が難しいことなどから、年休取得が進みにくい傾向があります。しかし、年休取得促進は、従業員の健康確保・離職防止・生産性向上に直結する重要な取組みです。また採用の観点でも、「きちんと休める会社か」は若年層や育児世代を中心に関心の高い項目です。大企業が週休3日制などを取り入れる中で、同業他社と比べて著しく取得率が低かったり、促進の取組みを何もしていなかったりという状況では、人材確保が困難となる可能性があります。

◆年休取得促進のポイント

① 計画的付与制度の活用

年次有給休暇の計画的付与制度とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結する等により、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。繁忙期・閑散期を見据えて計画的に付与することで、事前に業務調整を行いやすくなります。

② 休みやすい職場環境の整備

仕事はチームで行うという認識のもと、特定の担当者しかできない業務を減らすことで、休みやすい環境を整えることができます。情報共有による属人化防止が実践のカギです。また、上司の姿勢や職場の空気が取得率に大きな影響を与えます。管理職研修や取得状況の可視化が有効です。

【厚生労働省「令和7(2025)年就労条件総合調査 結果の概況」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/25/index.html>

☆☆☆フォルテ労務より☆☆☆

子ども・子育て支援金の拠出が始まります。

令和8年4月分(5月支給の給与)から、子ども・子育て支援金の保険料が控除されます。近年の少子化、人口減少の加速に伴い児童手当の拡充や妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度等を目的として、支援金(保険料)の支払いが始まります。

保険料率は0.23%で、本人と企業が半分ずつ負担します。仮に給与が30万円(標準報酬月額)ですと、本人345円、企業345円の負担になります。給与明細に介護保険料の記載のように1段増やして表示するのがわかりやすいと思います。(具体的な表示方法の決まりはありませんが、給与明細にその内訳を記載するよう理解・協力を求めています。)賞与も同様に支援金の負担はあります。

写真: 1. 掛川市城下町駅伝(1/25) 社労士会磐田支部から2チーム参加
当事務所からも2名出場 2. 春を告げる梅の花(2/1)

